

NGNのインターネットトラヒックについて

令和 2 年 1 2 月

総 務 省
料 金 サービス 課

接続料の算定に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月) 第5章「NGNのインターネットトラヒック」(4)考え方

増設基準の緩和や地域事業者向けメニューの提供などのインターネットトラヒックの増加に対するNTT東日本・西日本のこれまでの取組については、JAIPAから一定の進展があったとの評価があったところである。NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者との個別協議・団体協議を行いつつ、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラヒック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当である。この際、**今後導入が予定されている10Gbit/sインタフェースの新たな網終端装置の影響も含めて状況の確認を行っていくことが必要**である。さらに、**令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出された新型コロナウイルス感染症の影響により、トラヒックの動向やインターネットの利用状況が大きく変化する可能性があるため、そうした観点を含めて、状況に応じた適切な取組を行うことが必要**である。総務省においては、これらについて注視するとともに、**継続的にフォローアップを行うことが適当**である。

「令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」令和元年9月25日付け総基料第132号

下記の事項について対応及び報告を求めるとし、その旨を要請する。

1 NGNにおけるインターネットトラヒック増加に対する対応

貴社におかれては、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、実際の通信量の状況等を確認しつつ、適時適切に網終端装置の増設基準を見直すなど、**NGNにおけるインターネットトラヒック増加に対する適切な対応を継続的に行うとともに、総務省や審議会等の求めに応じて必要な情報提供を行うこと。**

2 網終端装置の利用等についての状況把握・検証のための報告

網終端装置の利用状況等に関して、次の から までに掲げる事項について、毎年度経過後、速やかに報告すること。なお、当面は、毎半期経過後においても、速やかに報告すること。

NGNにおけるインターネットトラヒックの動向

地域・事業者ごとの網終端装置におけるインターネットトラヒックの動向(帯域使用率)

数値が高い場合、その理由及び対応方針についても報告すること。

事業者ごとの各メニューにおける網終端装置の利用状況(設置台数)の動向

事業者の区分ごとのPPPoEセッション数及びインターネットトラヒックの動向